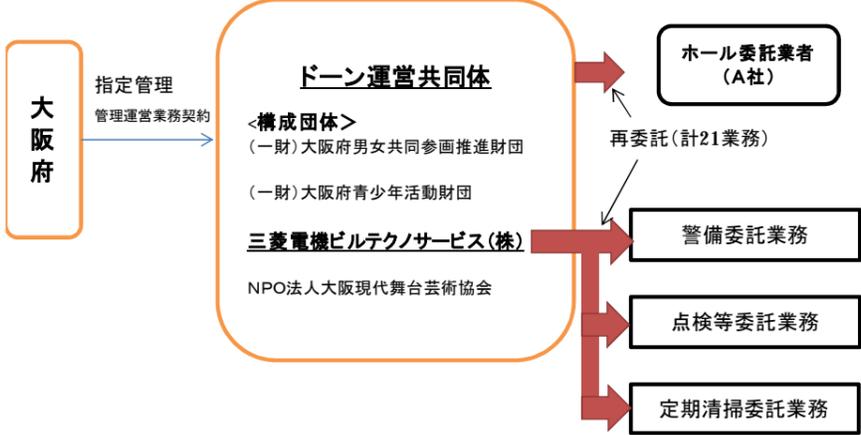


事務事業の概要	検出事項	監査の結果								
<p>1 大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）指定管理について</p> <p>(1) 指定管理の概要</p> <table border="1" data-bbox="172 447 988 642"> <tr> <td>指定管理期間</td> <td>平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>86,960千円(年間17,392千円)</td> </tr> <tr> <td>指定管理者</td> <td>ドーン運営共同体</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（代表・業務統括・経理） 一般財団法人大阪府青少年活動財団（管理業務） 三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社（施設管理） NPO法人大阪現代舞台芸術協会（窓口受付）</td> </tr> </table> <p>(2) 再委託の状況</p>  <p>※ドーンセンターの管理運営業務契約書 (再委託の禁止等)</p> <p>第20条 ドーン運営共同体は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ大阪府の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(事業報告書等の提出書類の内容)</p> <p>第6条 ドーン運営共同体は、毎年度終了後30日以内に大阪府に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類（以下「報告書等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>同4項 第1項に定めるもののほか、ドーン運営共同体はセンターの四半期毎の利用状況、経理状況について、定期的に大阪府に報告しなければならない。</p>	指定管理期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	委託料	86,960千円(年間17,392千円)	指定管理者	ドーン運営共同体	構成員	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（代表・業務統括・経理） 一般財団法人大阪府青少年活動財団（管理業務） 三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社（施設管理） NPO法人大阪現代舞台芸術協会（窓口受付）	<p>1 再委託について</p> <p>(1) 府は、再委託の事実を認識していなかった。</p> <p>(2) ドーン運営共同体は、契約上、再委託をする場合に必要とされている書面による府の承諾を得る手続を行っていない。</p> <p>再委託が原則禁止（要許可事項）とされている趣旨は契約局によると、中間業者の搾取を避け、責任の所在を明確にすること、反社会的団体の排除等にあるとされている。</p> <p>2 府は、指定管理者から契約上必要とされている「毎年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類」の提出を受けておらず、また四半期ごとの報告書の入手もしていない。</p>	<p>1 平成18年度に指定管理者制度が導入されて以来、長期にわたり、担当者・上司とも再委託の事実を把握しておらず、再委託手続をとることなく放置していたことは、極めて問題である。早急に再委託の是非について検証し、現状を是正するよう指定管理者と協議する必要がある。</p> <p>2 契約書上必要とされている提出書類を入手しておらず、履行確認を怠っていたことは、指定管理業務に係る状況把握・指導に関しての重大な手続上の不備のみならず、指定管理者に対する指導不足と言わざるを得ない。</p>
指定管理期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで									
委託料	86,960千円(年間17,392千円)									
指定管理者	ドーン運営共同体									
構成員	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（代表・業務統括・経理） 一般財団法人大阪府青少年活動財団（管理業務） 三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社（施設管理） NPO法人大阪現代舞台芸術協会（窓口受付）									
事務事業を所管する府民文化部の見解										
<p>再委託の承認については、速やかに書面により手続を行なう。</p> <p>また、指定管理者業務委託契約に基づく報告書類は、監査での指摘を受けて、ドーン運営共同体から既に提出を受けているが、今後、契約書に基づき必要な書類の徴取に努める。</p>										

措置の内容

1 再委託の承諾について

平成 25 年度にドーン運営共同体から再委託を行っている業務について、直ちに確認を行い、管理運営業務契約書第 20 条に基づく書面による承諾を平成 25 年 9 月 25 日付けで完了した。

2 指定管理者業務委託契約に基づく報告書類の提出について

監査での指摘を受けて、指定管理者に対して財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、四半期毎の利用状況と経理状況書類の提出を求めた。その結果、平成 25 年 7 月にドーン運営共同体から府へ全ての必要書類が提出され、事務処理は完了した。

今後は、契約書に基づく必要な手続の順守に努める。